

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熊本市立小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
- (2) 国立小中学校 国(法第2条第1項に規定する国をいう。)の設置する小学校又は中学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。
- (4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。

(対象者)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、児童生徒の保護者であって本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者
 - イ 地方税法(昭和25年法律第266号)第295条第1項に基づく市町村民税が課されない者、同法第323条に基づく市町村民税の減免、同法第72条の62に基づく個人の事業税の減免又は同法第367条に基づく固定資産税の減免の決定を受けた者
 - ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者
 - エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者
 - オ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた者
 - カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく生活福祉資金の貸付を受けた者
- (3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない保護者であって、その児童生徒が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

(支給の調整)

第5条 保護者のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)については、この限りでない。

(審査)

第7条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、校長を経由して、申請者に通知するものとする。

(対象期間)

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。

(支給額の基準及び支給方法)

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、就学援助の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対して支給する。

2 就学援助の支給額の基準は、教育長が別に定めるものとする。

3 就学援助は、認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 前項の金銭による支給は、口座振替の方法により行う。ただし、教育長が必要と認めた場合は、その他の方法により支給することができる。

(変更の届出等)

第10条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

(就学援助の廃止)

第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。

(1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 児童生徒の保護者が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。

(3) 児童生徒の保護者が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなると委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(様式)

第13条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市就学援助要綱

制定	昭和44年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成7年	4月	1日	教育長決裁
	平成15年	4月	1日	教育長決裁
	平成16年	4月	1日	教育長決裁
	平成18年	4月	1日	教育長決裁
	平成19年	4月	1日	教育長決裁
	平成20年	4月	1日	教育長決裁
	平成21年	4月	1日	教育長決裁
	平成22年	10月	1日	学務課長決裁
	平成28年	4月	1日	教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、原則として熊本市に住所を有する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 前年度又は当該年度に次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第266号）第295条に基づく市町村民税の非課税、同法第323条に基づく市町村民税の減免、同法第72条の6に基づく個人の事業税の減免又は同法第367条に基づく固定資産税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除、同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

カ 生活福祉資金の貸付

(3) 前各号に定める者のほか、特に援助が必要であると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

(就学援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学用品費等（学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費）

(2) 補助教材費

(3) 新入学児童生徒学用品費

(4) 修学旅行費

(5) 通学費

(6) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令174号）第8条に定める疾病に係るものに限る。）

(7) 学校給食費

(8) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

2 要保護者については、第4号及び第6号を対象とする。

3 前条第2号又は第3号に該当し、国立小中学校及び県立中学校に在籍する児童生徒の保護者については、第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第8号を対象とすることができる。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、就学援助申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りではない。

2 校長は、申請者から申請書が提出されたときは、教育的立場から作成した世帯票を添えて、委員会に提出し

なければならない。

(審査)

第5条 委員会は、前条の申請を受理したときは、第2条の規定に基づき審査を行い、その結果を校長を通じて申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 就学援助の認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)は、第3条第1項第1号から第3号までの就学援助に係る請求及び過誤払金の返納に関する一切の権限を学務課長に委任することができる。ただし、第7条第3項ただし書の規定による手渡しの場合は、その受領に関する権限を校長に委任することができる。

2 認定者及び要保護者は、第3条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号の就学援助に係る請求、受領及び過誤払金の返納に関する一切の権限を校長に委任することができる。

(支給額及び支給方法)

第7条 就学援助の支給額は、予算の範囲内において、市長が別に定めるものとする。

2 就学援助は、認定者に対し金銭又は現物により支給する。

3 前項の金銭による支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、校長を通じ手渡しで支給する。

(支給時期)

第8条 第3条第1項第1号及び第2号に係る就学援助については、年支給額を2回に分け、原則として、前期分(4月~9月分)を6月、後期分(10月~3月分)を11月に支給するものとする。ただし、年度途中の認定者に対しては、随時支給するものとする。

2 第3条第1項第3号に係る就学援助については、原則として、6月に支給するものとする。

3 第3条第1項第4号から第8号に係る就学援助については、随時支給するものとする。

(就学援助の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたときは、当該不正行為により支給を受けた就学援助の返還を命ずるものとする。

(精算報告)

第10条 校長は、市長に対し、当該会計年度末までに、就学援助の支給に係る精算報告を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。